

(証券コード7980)
2022年6月13日

株主各位

東京都北区西ヶ原一丁目26番1号

株式 重松製作所

取締役社長 重松 宣雄

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京4階402
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件


以 上

＜株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応のお願い＞
新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sts-japan.com>）に掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月29日(水曜日)</p> <p>午前10時</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日(火曜日)</p> <p>午後6時00分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月28日(火曜日)</p> <p>午後6時00分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

--	--	--	--	--	--	--	--

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

切取標

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

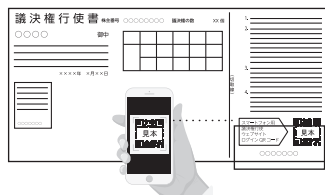
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

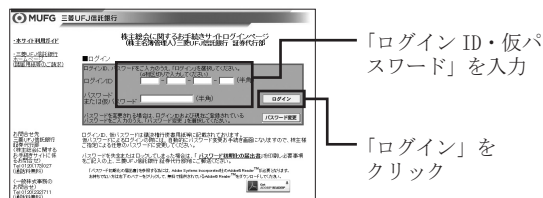
再行使用する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

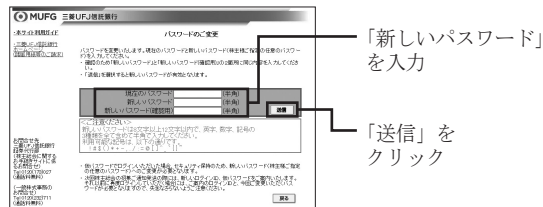
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況が一時的に落ち着きを見せつつありますが、ウクライナ情勢等を背景に先行きには不透明感が増す状況となっております。

このような事業環境の中、呼吸用保護具を中心に労働安全衛生保護具を供給している当社は、主要顧客である製造業からの受注が景気減速の影響を大きく受けることも無く、呼吸用保護具全般の受注は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症対策としてN95マスク等の受注が急増した前事業年度と比べると、売上高は6.2%減の119億18百万円となりました。

また、利益面でも、売上高の減少が影響したこともあり、売上総利益は前事業年度比9.5%減の37億2百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、営業活動方法の見直しによる諸経費削減効果に加え、売上高の減少に伴う運送費等の低減もあって、前事業年度比では5.2%減の30億97百万円となりました。

以上の結果、営業利益は前事業年度比26.5%減の6億5百万円（前事業年度8億23百万円）、経常利益は23.9%減の6億53百万円（前事業年度8億59百万円）、当期純利益は福島県の産業復興企業立地補助金1億68百万円を特別利益に計上した結果、9.5%減の5億89百万円（前事業年度6億51百万円）の減益決算となりました。

売上高・売上総利益・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	対前期増減率
売 上 高	千円 12,699,996	千円 11,918,882	% △6.2
売 上 総 利 益	4,089,122	3,702,307	△9.5
営 業 利 益	823,078	605,131	△26.5
経 常 利 益	859,329	653,581	△23.9
当 期 純 利 益	651,053	589,110	△9.5

品種別の売上状況

区 分		第75期 2020年度	第76期 2021年度
呼吸用保護具	防 毒 マ ス ク	千円 2,833,008	千円 2,806,727
	防 じ ん マ ス ク	3,358,589	3,017,023
	自 給 式 呼 吸 器	2,565,488	2,384,985
	送 気 マ ス ク	440,423	452,793
	そ の 他 の 呼 吸 用 保 護 具	1,380,677	1,507,249
保 護 衣 ・ 保 護 手 袋		1,124,494	944,021
酸 素 計 ・ ガ ス 検 知 器		132,388	227,479
め が ね ・ シ ー ル ド		156,284	136,679
そ の 他		708,641	441,922
合 計		12,699,996	11,918,882

(2) 設備投資の状況

当事業年度につきましては、生産効率の維持・向上のため新規設備導入や既存設備改良の設備投資を行いました。また、新製品を含めた生産能力の向上を図るため継続的に金型投資も行っております。

以上の総額は4億70百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、社債発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国につきましては、新型コロナウイルスの新たな変異株の流行も懸念され、感染拡大の収束は見通せなく、ウクライナ情勢も長期化の可能性があります、経済の先行きは依然不透明であります。

そのような環境の中、呼吸用保護具は、新型コロナウイルス等の感染症や地震、テロ等の各種災害に対する危機管理対策や、各種社会インフラの整備改修等の需要により、今後も一定以上の受注は維持するものと思われまます。

当社といたしましては、製商品の安定供給と、ユーザーのニーズに応える新製品開発に引き続き注力することで、労働安全衛生保護具の専門会社としての社会的責任、使命を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期(当期) 2022年3月期
売上高(千円)	10,747,758	11,597,014	12,699,996	11,918,882
経常利益(千円)	90,889	320,063	859,329	653,581
当期純利益(千円)	46,757	265,906	651,053	589,110
1株当たり当期純利益(円)	6.58	37.39	91.55	82.84
純資産(千円)	4,735,643	4,861,905	5,619,216	6,497,184
総資産(千円)	11,772,496	12,156,592	13,984,445	14,322,383

第73期 製造業からの受注が堅調であったものの、原子力発電所向け受注が伸び悩んだことから売上高は前事業年度比微減となり、利益も減少となりました。

第74期 主要顧客である製造業からの受注が期初から堅調に推移したことに加え、新型コロナウイルス対策用保護具の受注の急増もあり、大幅な増収増益となりました。

第75期 主要顧客である製造業からの堅調な受注に加え、新型コロナウイルス対策用保護具の受注が年度をとおして高水準だったことから、増収増益となりました。

第76期 当事業年度の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 産業界等の安全衛生並びに防災に関する保護具、機器、薬品及び材料の製造販売
- ② 保護具等に関する保守点検整備及び修理並びに労働災害防止に関する教育事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

- ① 本社 東京都北区
- ② 技術研究所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ③ 埼玉事業所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ④ 船引事業所 福島県田村市
- ⑤ 西日本サービスセンター 兵庫県姫路市

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	名	名	歳	年
275		+2	38.2	13.3
女 性	91	+3	39.4	15.8
合計又は平均	366	+5	38.5	13.8

(注) 上記従業員数のほかに契約社員等21名がおります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,267,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	779,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	679,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	300,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	320,000

千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,200,000株

(自己株式88,636株を含む)

(3) 株主数 5,062名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エア・ウォーター防災株式会社	734	10.32
株式会社千代田テクノル	706	9.93
重 松 開 三 郎	280	3.95
シマツ株式会社	250	3.52
理研計器株式会社	246	3.46
藤倉航装株式会社	133	1.87
重 松 宣 雄	129	1.83
株式会社みずほ銀行	100	1.41
株式会社三菱UFJ銀行	100	1.41
重松製作所従業員持株会	93	1.31

(注) 持株比率については、自己株式(88,636株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	重 松 宣 雄	
取締役副社長(代表取締役)	森 田 隆	
専 務 取 締 役	有 田 和 生	営業担当兼営業本部長
専 務 取 締 役	中 井 悟	生産担当兼第一生産本部長
専 務 取 締 役	小 野 研 一	設計担当
常 務 取 締 役	工 藤 心 平	第二生産本部長兼ゴムDD製造部長 兼ろ過材再生部長
常 務 取 締 役	野 口 真	研究部長
常 務 取 締 役	二 戸 応 典	マーケティング本部長兼海外事業本 部長兼第二貿易部長
常 務 取 締 役	石 井 孝 司	管理本部長
取 締 役	坂 野 信	総務部長
取 締 役	小 西 晶 彦	組立部長兼資材部長
取 締 役	佐 山 利 夫	
常 勤 監 査 役	重 松 明 夫	
監 査 役	島 崎 規 子	国土交通省独立行政法人評価委員
監 査 役	木 谷 光 宏	明治大学名誉教授
監 査 役	川 井 良 介	日本出版学会顧問

- (注) 1. 取締役 佐山利夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 佐山利夫氏、監査役 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
- | (氏名) | (退任時の地位及び担当) | (退任年月日) |
|-------|--------------------|------------|
| 木立 誠 | 取締役営業部長 | 2021年6月29日 |
| 櫻井 喜宣 | 取締役品質保証部長兼社長付主任研究員 | 2021年6月29日 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料は1割を役員が自己負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を、2021年2月5日開催の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度を決定しており、また、報酬等の内容は月例の固定報酬のみで構成されております。

各取締役の個人別の報酬等の額は、経営環境、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役を含む取締役会で決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役1名）です。
 監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松宣雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、業績を俯瞰しつつ、各取締役の貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	338,776 (3,450)	338,776 (3,450)	—	—	14 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	23,567 (9,000)	23,567 (9,000)	—	—	4 (3)

(注) 上記の取締役の支給人員には、2021年6月29日開催の第75期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取締役	佐 山 利 夫	当事業年度開催の取締役会 9 回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。
監査役	島 崎 規 子	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 8 回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会 14 回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的見地からの発言を行っております。
監査役	木 谷 光 宏	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 7 回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会 14 回の全てに出席し、主に元大学院教授としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	川 井 良 介	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 8 回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会 14 回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的見地からの発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 佐山利夫氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しています。

同氏は社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督と助言を行い、当社の成長と企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任又は不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款及び各種社内規定を遵守することを徹底するとともに、コンプライアンス規定、行動規範等に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動し、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また内部通報規定に基づき、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図る。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
リスク管理に関する社内規定の整備に努めるとともに、ISOマネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
代表取締役は、取締役会及び常勤取締役で構成する常勤取締役会において、策定された経営戦略・業務戦略等に基づき、各取締役が担当する業務の効率的かつ適正な執行を監督する体制の整備を行う。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役が補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、監査役を補助する使用人を配置する。当該使用人が監査役補助職務を遂行する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、評価等については、監査役の事前の同意を得る。
- ⑥ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
取締役及び使用人は、下記の事項について遅滞なく監査役に報告する。
a. 経営状況及び各事業本部・部の業務執行に係る重要な事項
b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
また、上記報告をした取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ **監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役 of 職務の執行により生ずる費用又は債務の処理に係る所要の費用請求等を受けた時は、監査役 of 職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、コンプライアンス室の監査結果や会計監査人の監査結果の報告を定期的に受けるとともに、必要に応じて、顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

内部統制システム全般の整備・運用状況については、コンプライアンス室がモニタリングするとともに、必要がある場合は改善を図る体制を整備しております。

② コンプライアンス

期初にコンプライアンス委員会で審議、決定した内容に基づき、定期的にコンプライアンス遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図るための内部通報規定に基づく社内運用体制を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 業務監査

期初にコンプライアンス室が作成した業務監査計画に基づき、社内の各部・室に対し業務監査を実施し、業務改善が必要な場合は、対策を検討のうえ、実施しております。

注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	8,626,593	流 動 負 債	5,155,895
現金及び預金	1,347,082	支払手形	105,402
受取手形	673,720	電子記録債権	1,929,853
電子記録債権	518,004	買掛金	823,481
売掛金	2,013,174	短期借入金	600,000
商品及び製品	2,248,711	1年以内返済予定長期借入金	820,000
仕掛品	614,669	リース債権	8,751
原材料及び貯蔵品	1,055,719	未払金	81,842
前払費用	64,463	未払費用	365,047
その他の当座預金	92,339	未払法人税等	18,931
	△1,292	未払消費税等	24,625
		未払消費税	162,955
		預り金	22,892
		賞与引当金	190,431
		その他の負債	1,682
固 定 資 産	5,695,789	固 定 負 債	2,669,302
有 形 固 定 資 産	3,955,775	長期借入金	1,925,000
建物	1,262,270	リース債権	6,817
構築物	25,227	退職給付引当金	86,846
機械装置	1,163,748	繰延税金負債	467,530
器具器具備	647,657	その他の負債	183,107
土地	844,663		
リース資産	12,208	負 債 合 計	7,825,198
無 形 固 定 資 産	92,134	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	82,016	株 主 資 本	5,492,168
その他の資産	3,361	資 本 金	570,000
	6,757	資 本 剰 余 金	272,577
投資その他の資産	1,647,878	資 本 準 備 金	272,577
投資有価証券	1,589,873	利 益 剰 余 金	4,706,555
出資	2,810	利 益 準 備 金	142,500
長期貸付金	1,400	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,564,055
長期前払費用	2,646	固定資産圧縮積立金	494,636
その他の	51,148	別 途 積 立 金	1,792,000
		繰越利益剰余金	2,277,419
		自 己 株 式	△56,963
		評価・換算差額等	1,005,016
		その他有価証券評価差額金	1,005,016
資 産 合 計	14,322,383	純 資 産 合 計	6,497,184
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,322,383

損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
11,918,882		
売 上 原 価		
8,216,575		
売 上 総 利 益		3,702,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,097,175
営 業 利 益		605,131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,628	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	44,094	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	26,229	88,952
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,510	
手 形 売 却 損	6,809	
為 替 差 損	13,749	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	434	40,502
経 常 利 益		653,581
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	799	
補 助 金 収 入	168,500	169,299
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,304	18,304
税 引 前 当 期 純 利 益		804,576
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144,862	
法 人 税 等 調 整 額	70,603	215,465
当 期 純 利 益		589,110

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から

(2022年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	570,000	272,577	142,500	502,715	1,792,000	1,769,121	4,206,336
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△88,892	△88,892
当 期 純 利 益						589,110	589,110
固定資産圧縮積立金の取崩				△8,079		8,079	—
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△8,079	—	508,297	500,218
当 期 末 残 高	570,000	272,577	142,500	494,636	1,792,000	2,277,419	4,706,555

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△56,938	4,991,975	627,241	5,619,216
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△88,892		△88,892
当 期 純 利 益		589,110		589,110
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
自 己 株 式 の 取 得	△25	△25		△25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			377,774	377,774
当 期 変 動 額 合 計	△25	500,193	377,774	877,967
当 期 末 残 高	△56,963	5,492,168	1,005,016	6,497,184

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～50年

機械装置 9年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため賞与支給見込額基準により計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。国内の商品又は製品の販売については、商品又は製品の出荷時点から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の出荷時点で収益を認識しております。また、商品又は製品の輸出版売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該商品又は製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金利息
- (3) ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- (イ) 金利スワップの想定元本と借入金の元本が一致しております。
- (ロ) 金利スワップと借入金の契約期間及び満期が一致しております。
- (ハ) 借入金と金利スワップの金利改定条件が一致しております。
- (ニ) 金利スワップの受払い条件がスワップのスワップ期間を通して一定であります。従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので決算日における有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響及び、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(前事業年度68,193千円)は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

また、「無形固定資産」の「電話加入権」(前事業年度6,757千円)、「投資その他の資産」の「差入敷金」(前事業年度29,592千円)、「差入保証金」(前事業年度1,330千円)及び「ゴルフ会員権」(前事業年度20,000千円)、「固定負債」の「長期未払金」(前事業年度44,130千円)及び「預り保証金」(前事業年度146,277千円)についても、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	587,252千円
土	地	698,064千円
	計	1,285,317千円

上記の物件は、短期借入金600,000千円、1年以内返済予定長期借入金600,000千円、長期借入金1,525,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	9,106,122千円
3. 受取手形割引高	1,291,488千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式数				
普通株式	7,200,000	—	—	7,200,000
合計	7,200,000	—	—	7,200,000
自己株式数				
普通株式	88,606	30	—	88,636
合計	88,606	30	—	88,636

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	88,892	12.50	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年6月29日の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	71,113	利益剰余金	10.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	110,819千円
未払事業税	5,504千円
未払費用	17,232千円
退職給付引当金	26,592千円
未払役員退職慰労金	13,512千円
一括償却資産	17,514千円
棚卸資産評価減	9,505千円
その他	2,520千円
小計	203,202千円
評価性引当額	△8,879千円
繰延税金資産合計	194,322千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△218,301千円
その他有価証券評価差額金	△443,551千円
繰延税金負債合計	△661,852千円
繰延税金資産の純額	△467,530千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入等による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規定に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されていますが、このうち主な長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,588,411	1,588,411	—
(2) 長期借入金	(2,745,000)	(2,754,615)	△9,615
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、投資有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	139,844	1,588,411	1,448,567
合計		139,844	1,588,411	1,448,567

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(3)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(3) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

(注2) 市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	1,461
出資金	2,810

(※) 「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
受取手形	673,720	—	—
電子記録債権	518,004	—	—
売掛金	2,013,174	—	—
合計	3,204,899	—	—

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	820,000	660,000	520,000	380,000	365,000

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 主要株主等

(単位：千円)

種類	会社の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業
主要株主	エア・ウォーター防災株式会社	兵庫県神戸市西区	1,708,000	製造業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(被所有) 直接 10.33%	商品の仕入及び値引き	呼吸用保護具 の仕入等	1,749,590	買掛金 電子記録債務 未収入金	291,380 795,085 73,103

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の仕入に関しては、市場価格を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 913円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円84銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、労働安全衛生保護具の製造販売の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

防毒マスク	2,806,727千円
防じんマスク	3,017,023千円
自給式呼吸器	2,384,985千円
送気マスク	452,793千円
その他の呼吸用保護具	1,507,249千円
保護衣・保護手袋	944,021千円
酸素計・ガス検知器	227,479千円
めがね・シールド	136,679千円
その他	441,922千円
顧客との契約から生じる収益	11,918,882千円
外部顧客への売上高	11,918,882千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,190,219 千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,204,899 千円
契約負債（期首残高）	12,281 千円
契約負債（期末残高）	24,625 千円

契約負債は、主に商品又は製品の販売にかかる海外得意先からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識により取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、12,281千円でありませ

(2) 残存義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 重松製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社重松製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システムも活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社	重松製作所	監査役会
	常勤監査役	重松明夫 ㊟
	監査役	島崎規子 ㊟
	監査役	木谷光宏 ㊟
	監査役	川井良介 ㊟

(注) 監査役島崎規子、監査役木谷光宏及び監査役川井良介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第76期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

総額

71,113,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>（電子提供措置等）</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役有田和生氏、野口 真氏、坂野 信氏、佐山利夫氏の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	野口 真 (1975年 1月13日生)	1995年4月 当社入社 2008年4月 当社品質保証部品質管理室長 2015年6月 当社品質保証部長 2016年6月 当社取締役品質保証部長 2017年3月 当社取締役研究部長 2018年6月 当社常務取締役研究部長 現在に至る	5,800株
2	坂野 信 (1962年 11月1日生)	1985年4月 株式会社三菱銀行入行 2010年10月 同行高田馬場支社長 2013年4月 当社入社 管理本部長付主任部員 2014年6月 当社取締役経理部長 2020年6月 当社取締役総務部長 現在に至る	5,600株
3	佐山利夫 (1956年 2月28日生)	1976年3月 中野冷機株式会社入社 2000年3月 同社取締役 2012年3月 同社常務取締役 2016年3月 同社専務取締役 2017年3月 同社退任 2019年7月 イオンディライト株式会社入社(現職) 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	※ 飛田成史 (1956年 2月7日生)	1983年3月 東京工業大学大学院博士課程修了(理学博士) 2000年4月 群馬大学教授 2007年4月 群馬大学大学院教授 2012年4月 公益財団法人群馬大学科学技術振興会理事(現職) 2021年4月 群馬大学名誉教授(現職) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐山利夫氏及び飛田成史氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は佐山利夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、飛田成史氏につきましても、東京証券取引所に対し、同証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 佐山利夫氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督、ご助言をいただき、今後の当社の成長と企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
飛田成史氏は、大学名誉教授としての豊富な経験と高い見識に基づいて、社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督、ご助言をいただき、今後の当社の成長と企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 佐山利夫氏及び飛田成史氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 佐山利夫氏及び飛田成史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 佐山利夫氏及び飛田成史氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 佐山利夫氏及び飛田成史氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は、佐山利夫氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
また、飛田成史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ 小林 ぶじ子 (1955年 5月26日生)	1989年4月 柏原榮一公認会計士事務所入所 1991年3月 片山進平公認会計士事務所入所 2003年10月 税理士登録 2007年10月 小林税理士事務所開業(現職) 2015年12月 株式会社吉平設立 代表取締役 2020年5月 公益社団法人Sumita Scholarship Foundation, Cambodia 代表理事(現職) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小林ぶじ子氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は小林ぶじ子氏を、東京証券取引所に対し、同証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 小林ぶじ子氏は、税理士としての専門的な見識を有しており、また、経営者としての経験や幅広い知見から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。
5. 小林ぶじ子氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 小林ぶじ子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 小林ぶじ子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 小林ぶじ子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は、小林ぶじ子氏の選任が承認された場合、同氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

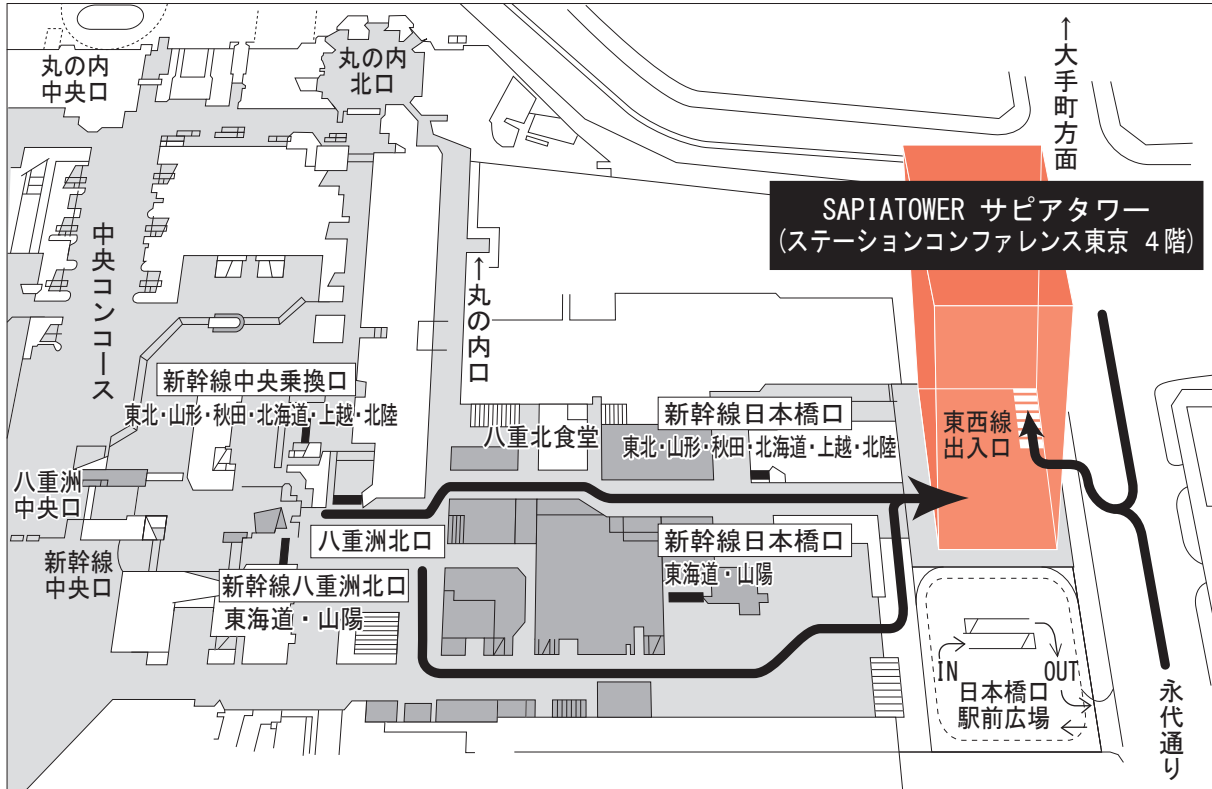
サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 4階402

電話 03-6888-8080 (代)

■交通

- JR東京駅新幹線専用改札口（日本橋口） 徒歩1分
- JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅B7出口 徒歩1分



<株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応のお願い>

新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。